

**東京都廃棄物処理計画の改定について
(中間のまとめ)**

2015（平成27）年11月

東京都廃棄物審議会

(目次)

諮問の趣旨	1
廃棄物処理計画の位置づけ	2
第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題	
1 資源利用の現状と課題	3
2 廃棄物処理の現状と課題	4
3 今後の東京が直面する課題	6
第2章 計画の基本的考え方	
1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿	8
2 多様な主体との連携	10
第3章 計画目標と指標	12
第4章 主要な施策	
1 資源ロスの削減	14
2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進	16
3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）	19
4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	23
5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	28
6 災害廃棄物対策	30

附属資料

- 1 現行計画の目標達成状況
- 2 これまでの主な取組
- 3 廃棄物処理の現状
- 4 国連 持続可能な開発目標
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 6 用語の解説

当審議会は 2015（平成 27）年 6 月、都知事から東京都廃棄物処理計画の改定について諮問を受けた。

諮問の趣旨を以下に示す。

諮問の趣旨

（諮問の趣旨）

現行の東京都廃棄物処理計画の計画期間は 2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）の規定に基づき、計画の改定について諮問する。

（検討いただきたい事項）

次の 1 及び 2 について、概ね 2030（平成 42）年頃を想定した長期的なビジョン及び 2020（平成 32）年度までの具体的な計画の 2 つの視点でご検討いただきたい。

- 1 「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 5 条の 5 第 2 項が定める事項

なお、当審議会への諮問と合わせて、都では NGO/NPO の提言を聴くシンポジウムを開催するとともに、計画策定の議論の参考とするため、持続可能な資源利用に関する都民からの意見をウェブサイトで公募した。

今回の東京都廃棄物処理計画の改定にあたっては、都として、残された課題及び新たに生じた課題を整理し、その解決に向け、対策を講じるべきである。

そこで、本中間のまとめでは、まず第 1 章「資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題」で、現状から見えてくる課題を抽出し、第 2 章において、これらの課題を克服する為に必要な基本的考え方を整理した。

また、課題を克服する際に、何を到達点とすべきかを明確にするため、定量的または定性的な目標の設定を第 3 章に示した。

さらに、この目標を達成する為に必要な具体策を体系的に整理したのが第 4 章である。

廃棄物処理計画の位置づけ

本計画は以下のような性格を持つものとする。

- 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する計画である。
- 東京都廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画であり、主要な施策を示すものである。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業や関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針』（2015（平成27）年3月）を具体化するものである。

計画の期間

2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5年間とすべきである。また、2050（平成62）年を見据えた2030（平成42）年のビジョンを示すべきである。

第 1 章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

1 資源利用の現状と課題

(1) 資源制約と環境制約

今後、新興国等の経済成長により、世界全体の資源消費量は、さらに増加の見込みであり、仮に発展途上国が現在の先進国（OECD 諸国）並みに資源を消費するようになると、2050（平成 62）年時点での世界の資源消費量は倍増すると推計されている。

一方、天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大している。

○資源価格の不安定化等：2000（平成 12）年代初頭までは比較的安定していた資源価格は、2004（平成 16）年頃から大きく上昇し、その後乱高下するようになった。また、貴金属やレアメタルなどの産出国に限られる資源については、産出国での政情不安や当該資源の輸出制限などにより価格が変動し、これまでも国内の製造業が少なからぬ影響を受けている。

○食料需給のひっ迫：食料資源については、人口爆発により食料消費が増加する一方、耕作地の限界や気候変動の影響、水産資源の減少等により、今後、食料需給がひっ迫するおそれがある。

○森林・生態系：東南アジア等では、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産に伴う大量な土地の改変により、森林減少や生態系の損失が進行しているが、我が国は多くの木材や木材製品、農産物をこれらの地域から輸入している。

○環境影響：金属資源の需要が増える一方、銅などの鉱石の品位低下に伴い、単位当たりの生産に伴うエネルギーが増加している。また、食料生産に伴う水・エネルギーの大量消費など様々な環境への影響を与え続けている。

(2) 持続可能な資源利用に向けた世界の動向

現在、世界では、サプライ・チェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた様々な取組が注目されてきている。

○G7エルマウサミット：2015（平成 27）年 6 月、ドイツのエルマウで開催された G7 サミットの首脳宣言において、「責任あるサプライ・チェーン」「資源効率性のためのアライアンス」などが主要項目として盛り込まれた。G7 諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件および環境保護を促進する重要な役割があること、また、経済成長と雇用だけでなく環境保護のためにも資源効率性が極めて重要であることが述べられている。

○持続可能な開発目標：2015（平成 27）年 9 月には国連総会でミレニアム開発目標に代わる 2030（平成 32）年までの新たな目標として、「持続可能な開発目標」が採択され、その目標 12 として、「持続可能な消費・生産」が掲げられた。そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的な使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などの項目について先進国が率先して取り組むことがうたわれている。

○サプライ・チェーンでの取組：先進企業等を中心に、製品を製造する段階だけでなく、資源の採取等の資源利用の流れの上流段階から、製品の運搬、消費、再生利用、廃棄物処理までの包括的な対策（資源利用の流れをライフサイクルやサプライ・チェーンで捉える対策）を進め、資源の利用効率を高める取組が進められている。

近年、自然環境を国民の生活や企業の経済基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されており、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライ・チェーンを通じた影響を回避していく取組も開始され始めている。

○社会的責任と持続可能な調達：2010（平成 22）年に発行された社会的責任に関する包括的な規格である ISO26000 は、重視すべき 7 つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）と 7 つの中核主題（ガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画）を掲げている。また、持続可能な調達活動に関する手引きとして ISO20400 が早ければ 2016（平成 28）年中に発行される見込みである。

（3）東京の資源利用

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。また、企業の本社機能の多くを集積しており、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

○海外への依存：2012（平成 24）年時点で、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その 6 割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用（循環的利用）量は 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約 2 割に留まっている。

○大消費地：東京の人口は全国の約 10%であるが、2012（平成 24）年の都内総支出は国内総支出の 19.4%を占める大消費地である。

○産業構造：都内の産業構造を見ると、卸売、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約 3 割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。

○本社機能：日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の約 5 割が集積している。

2 廃棄物処理の現状と課題

（1）3Rの現状と課題

○一般廃棄物：2012（平成 24）年度の一般廃棄物の総排出量は、458 万トン。区市町村の家庭ごみ全面有料化や資源回収等の取組により、一般廃棄物の排出量は 2000（平成 12）年度（548 万トン）比約 16%減となっている。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、957g/人・日で、ペーパーレス化の進展等により、2000（平成 12）年度（1,207g/人・日）比約 21%減となっている。

- 法令に基づくリサイクルの取組：容器包装の軽量化等メーカー側の取組やレジ袋を自主的に有料化する店舗等の取組が一部で実施されているが、容器包装のリデュースは取組に可能性を残している。また、区市町村は、2000（平成 12）年度に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、容器包装の分別回収に努めている。また、2013（平成 25）年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、都内の多くの区市町村で小型家電の回収を実施している。その他、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく食品廃棄物のリサイクル等、排出事業者を中心とする法令に基づくリサイクルの取組が進められている。
- 焼却灰リサイクル：焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てていた焼却灰の再生利用を推進している。区部においてはセメント原料化等に取り組んでいる。また、多摩地域においては、エコセメント化している。
- 事業系一般廃棄物：特に中小規模事業所から排出される一般廃棄物は、一回の排出量が少ない、保管場所が狭小といった理由などから分別が十分に行われず資源化が進んでいない。大規模事業所からの廃棄物についても、新聞や雑誌、段ボールなど既に回収ルートがあるもの以外の紙類や廃プラスチック類について、統一したルールがなく、まだ資源化できる余地が残されている。

○産業廃棄物：2012（平成 24）年度の産業廃棄物の排出量は 2,357 万トンであり、2000（平成 12）年度比約 6%減。上下水道業を除く排出量（979 万 t）でみると、建設廃棄物が 817 万トンで 83.5%を占めている。また、建設廃棄物のうちでは、汚泥が 244 万トン（建設廃棄物の 29.8%）、がれき類が 477 万トン（同 58.3%）となっており、この 2 種類で建設廃棄物の 88.1%である。

- 再生利用：再生利用量は 719 万トンで再生利用率は 30.5%である。
- 広域処理：産業廃棄物の排出量 2,357 万トンのうち 2,325 万 t は中間処理されるが、都内での中間処理量は 1,700 万トン（中間処理量全体の 73.1%）であり、その他は他県で処理（広域処理）されている。また、上下水道業を除いた中間処理量 957 万トンについてみると、都内で中間処理されている量は 332 万トン（上下水道業を除く中間処理量の 34.7%）となっている。
- 建設廃棄物の大量発生：都内では、1970 年代前後にしゅん工した建築物の建替え、1990 年代にしゅん工した建築物の改修、及び都市インフラの更新時期が到来しており、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが想定される。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技施設や選手村などの建設が予定されているほか、リニア中央新幹線の新設や地下鉄の延伸なども計画されている。このことから、特に建設泥土及び掘削土等の発生量が増大することが想定される。

（2）廃棄物の最終処分等の現状と課題

○大きく減少した最終処分量：2012（平成 24）年度の一般廃棄物の最終処分量は約 36 万トンで 2000（平成 12）年度の 99 万トンと比べて、約 64%減である。また、産業廃棄物の最終処分量は 88 万トンで 2000（平成 12）年度の 232 万トンの約 62%

減である。現在、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量は、ともにほぼ横ばいで推移している。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故の影響により最終処分量が増えた上下水道汚泥等の品目について、依然として震災前と比べてリサイクルが進んでいないものがある。

○一般廃棄物の最終処分：都内の一般廃棄物の最終処分は、区部は東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場を、多摩地域は、東京たま広域資源循環組合が設置し管理する二ツ塚処分場や、西秋川衛生組合が設置し管理する御前石処分場等を使用している。また、島しょ地域は東京都島しょ町村一部事務組合が大島と八丈島などの管理型処分場を設置し管理しているほか、小笠原村は自らの処分場を有している。今後、新しい最終処分場を確保することは、都内だけでなく、その周辺においても困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題となっている。

○産業廃棄物の最終処分：産業廃棄物の最終処分量 88 万トンのうち、14 万トン（最終処分量の 16.0%）は都内で最終処分されており、他は他県で処理されている。上下水道業を除いた最終処分量 77 万トンのうち、都内で最終処分されている量は約 5 万トン（同 6.0%）である。

（3）不適正処理等の現状と課題

○海ごみ：近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されているが、海ごみの一部は海岸漂着物として都内でも島しょ地域に影響を与えている。

○資源の持ち去り：集積所に出された古紙などを、無断で持ち去る行為（持ち去り）が未だに後を絶たない。

○産業廃棄物の不法投棄：全国的に新たに発見される大規模な不法投棄の量・件数は減少傾向にあるものの撲滅に至っていない。関東甲信越、福島及び静岡エリアの都、県、政令指定都市及び中核市の自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム 32）地域内においても、10 トン以上の大規模な不法投棄件数は、2006（平成 18）年度の 256 件から 2013（平成 25）年度では 65 件と約 4 分の 1 に減少しているものの、未だ撲滅には至っていない。

○廃家電等：違法な不用品の回収業者等による廃家電の収集運搬や不適正処分、廃家電等の不法輸出による輸出先国の環境汚染が懸念されている。

3 今後の東京が直面する課題

（1）超高齢化・人口減社会の到来

○高齢者人口割合の増加：東京の人口は 2020（平成 32）年にピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている（東京都長期ビジョン）。人口構成については、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口の割合が増加し、2020（平成 32）年には東京に住むおおよそ 4 人に 1 人が高齢者となることが見込まれている。特に、2020（平成 32）年以後は、75 歳以上の高齢者人口は 65 歳から 75 歳未満の高齢者人口よりも多くなると予測されている。また、ごみの排出原単位が比較的大きい単独世帯の割合が増加すると見込まれる。

○ごみの排出量等への影響：介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等が想定され、ごみの分別や排出が困難となる等の事例が増加するおそれがある。

○遺品等の処分：遺品整理の際発生する粗大ごみの処理に対応できる仕組みが必要となっている。高齢者の一人暮らし宅の遺品や廃棄物が未処理のまま残置される事例が発生している。

○在宅医療廃棄物の増加：国は、できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指している。今後、在宅医療の対象者が増加した場合には、在宅医療廃棄物が増加するおそれがある。

○労働力の不足：生産年齢人口（15歳から65歳未満）の減少と高齢化により、廃棄物処理・リサイクルを担う業界や公共施設の運営においても労働力人口の減少と高齢化が深刻化する懸念がある。

○多様性への対応：多様な人々が暮らす東京では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、一層国際化が進むにつれて、行政情報の発信等において誰にも分かりやすい情報を発信する配慮が必要となることが考えられる。

（2）首都直下型地震等災害への備え

○1923（大正12）年の関東大震災では、約730万㎡のがれきが発生したが、埋立てや低地のかさ上げなどに利用し、数か月で処理を終え、その後の復興へとつながった。

○都は、2011（平成23）年の東日本大震災に際し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の広域処理を支援した。

○2013（平成25）年10月の台風26号により発生した大島町における大規模な土石流災害に際し、地方自治法の事務委託を受ける形で、大島町からの要請に基づき、災害廃棄物の島外処理・運搬等の業務を受託し、処理を行った。

○これらの経験を踏まえ、今後想定される首都直下型地震・南海トラフ巨大地震等に対して、事前に処理態勢を準備しておく必要がある。

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿

本計画と同時期に改定される東京都環境基本計画においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げることが検討されている。

都が策定する東京都廃棄物処理計画においても、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、概ね2030（平成42）年を目途に、以下の基本的考え方に基づく取組を進めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着させる契機とすべきである。

○「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」

2030（平成42）年に実現する姿として、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要である。

（1）持続可能な資源利用への転換

—地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たす—

世界が直面している資源制約・環境制約のもとで、東京がその経済活力を維持・発展させていくためには、天然資源消費量の削減を進める必要がある。また、資源の大量消費に伴い、国内他地域や海外で生じる環境負荷や社会にもたらされる悪影響を低減させるため、先進国の大都市としての責任を果たしていく必要がある。

2015（平成27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」では、目標12として、「持続可能な消費及び生産」が掲げられた。都は、2030（平成42）年に向けて、次のような「持続可能な消費及び生産」の姿を目指して取り組むべきである。

- 資源ロスの削減と循環的利用の推進により、資源効率が高まり、資源の利用が使い捨て型から循環型に転換している。また、そのための制度が構築されている。
- ストックの価値が重視され、ものを長く大切に使う社会が実現している。
- 低炭素・自然共生・循環型の製品やサービスが積極的に選択され、ライフサイクル全体を通じて生じる負の影響を低減できている。

- 特に、再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環的利用が大きく前進している。

(2) 良好な都市環境の次世代への継承

—世界一の環境先進都市東京にふさわしい資源循環・廃棄物処理—

将来にわたって東京の都市環境を良好な状態で維持していくには、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に不可欠な資源循環・廃棄物処理が将来にわたって、適切に行われていく必要がある。そのため、次のような循環的利用・廃棄物処理のシステムを目指すべきである。

- 適正かつ確実な廃棄物処理を継続させるために必要不可欠なインフラである最終処分場をできる限り長期間使用している。
- 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等が適正に行われ、地域の生活・自然環境に重大な影響を及ぼす不適正処理が排除されている。
- 環境負荷と社会的費用を考慮した最適な循環的利用・廃棄物処理システム※が確立されている。
- 超高齢化社会にあっても人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスが提供されている。
- 災害発生後、復旧復興に資する迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われる。

※ 最適な循環的利用・廃棄物処理システム

廃棄物の循環的利用と適正処理を進めるにあたっては、例えばリサイクルの推進によりエネルギー消費量やコストが増大することも十分に考慮する必要がある。

循環的利用・廃棄物処理システムを持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、天然資源消費量の抑制や温室効果ガス排出量など環境負荷の低減はもちろん、経済合理性やエネルギー効率も考慮した、最適なシステムを構築していく必要がある。

そのためには、主に、以下のような視点で取り組んでいくべきである。

- ・ 循環的利用・廃棄物処理システムにおけるコストの削減や省エネルギーの促進に努める。
- ・ 排出者の協力を得やすい、効率的な収集運搬や処理を可能とする制度とその運用の合理化を図る。
- ・ 埋立処分に依存せず、廃棄物等をエネルギー資源としても最大限有効活用し、温室効果ガス排出量の削減等に一層寄与していく。
- ・ 最先端の技術革新を踏まえつつ、最適な技術を活用していく。

2 多様な主体との連携

計画の推進にあたっては、多様な主体との連携が不可欠である。都は、コーディネーター役として、持続可能な資源利用、資源循環と適正処理に係る全ての主体と協働して、より効果的に計画を推進していくべきである。

(1) 先進的な企業等との連携

- ・「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業を実施し、そこで得られた知見を多くの事業者（発注者を含む）に広めていくとともに、先進的な取組を行う企業等と連携して新たな仕組みを構築していくべきである。
- ・2015（平成27）年度に実施するモデル事業の成果を広く発信し、定着を図るべきである。

(2) 静脈ビジネスとの連携

- ・循環的利用・廃棄物処理を担う廃棄物処理業者、再生資源の回収業者、広域認定等を受けてリサイクルを行う事業者との連携が不可欠
- ・優良な産業廃棄物処理業者を認定する「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」（以下、「第三者評価制度」という。）の制度の充実を図るとともに、スーパーエコタウン事業者や関係する業界団体とも連携協力し、静脈ビジネスの更なる発展を支援していくべきである。
- ・災害時の支援体制構築に向けて、関係業界の協力を得ていくべきである。

(3) 都民・NGO/NPO との連携

- ・都民や NGO/NPO との連携を更に強化し、「持続可能な資源利用」に向けた行動を根付かせていくため、メディアを戦略的に活用し、広報対象を絞り込んだ的確な媒体を集中的に利用するなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めていくよう普及啓発を進めていくべきである。
- ・NGO/NPO の草の根の活動を通じた経験に基づく情報を都が発信していくなど協働と連携に係る関係の構築を図るべきである。
- ・消費者教育、学校教育その他の環境教育との連携を進めていく必要がある。

(4) 区市町村との連携

資源循環分野においては区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要であることから、これまで以上に連携して推進を図る必要のある取組については、一定の目的意識を共有し、相互の役割の認識・尊重を基礎として、対等の関係のもとに連携して行動していく関係を構築すべきである。

2015（平成27）年3月に設置した区市町村と都との共同検討会の場等を通じて検討を進め、連携して取組を推進すべきである。

また、一般廃棄物処理に関する広域的連携やリサイクルの促進、廃棄物発電に関する技術的助言を行うなど、循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けて、都は積極的に区市町村をリードしていくべきである。あわせて、事業系廃棄物に関しては、都の所管する産業廃棄物行政と区市町村の所管する一般廃棄物行政との連携を図るべきである。

（5）九都県市首脳会議の活動や関東他自治体との広域的連携

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）廃棄物問題検討委員会における、3R推進月間の10月を中心とする3Rの普及促進キャンペーン等、首都圏自治体同士の連携協力を重視すべきである。

また、許認可に関する連携など、九都県市における産業廃棄物行政の共通の課題に対する取組を推進すべきである。

・関東甲信越、福島及び静岡エリアの都、県、政令指定都市及び中核市の自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム32）を通じて、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視等を引き続き実施していくべきである。

・全国の自治体とのネットワーク活動に参画し、情報共有や発信に寄与すべきである。

（6）国との連携

・国の各省と連携していくとともに、持続可能な資源利用を目指した資源循環・廃棄物処理システムを実現するための合理的な制度について提言していくべきである。

（7）海外諸都市との連携

・海外諸都市との交流を通じ、「持続可能な資源利用」の先駆的取組を行う諸都市と相互に知見や経験を共有していくべきである。

・現在、都が保有し、又は蓄積している技術や知識について海外に向けて積極的に情報発信するなど、国際協力を推進していくべきである。

・これまでのオリンピック・パラリンピック競技大会の取組事例を参考にして、大会のみならず、都の資源循環施策の構築に反映させていくべきである。

第3章 計画目標と指標

◎ 目標

第2章で述べた「持続可能な資源利用」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指して、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標として、次のようなものを掲げるべきである。

計画目標1 資源ロスの削減

- ・ 食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。

計画目標2 「持続可能な調達」の普及

- ・ 低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内の事業活動や消費行動に定着させる

計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- ・ 一般廃棄物の再生利用率
2020（平成32）年度 27%
2030（平成42）年度 37%
- ・ 最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る
- ・ 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020（平成32）年度 2012（平成24）年度比14%削減（最終処分率3.7%）
2030（平成42）年度 2012（平成24）年度比25%削減（最終処分率3.3%）

計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進

- ・ 都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る
- ・ 優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する
- ・ 廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

- ・ 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する

※計画目標は、社会状況の変化に応じて、必要な見直しを行っていくべきである。

◎ 指標

その他、第4章で述べる「主要な施策」を推進するに当たって、「数値目標は掲げないが、計画期間のうちに把握していくべき指標」を示していくべきである。

（例）

- 資源ロスに関する指標
 - ・ 都民1人当たり食品ロス量
 - ・ 都民一人1日当たりごみ排出量
- 適正処理に関する指標
 - ・ 第三者評価制度認定結果をもとに処理業者を選んでいる排出事業者の割合
 - ・ 不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標
- エネルギー利用に関する指標
 - ・ 都内全清掃工場における廃棄物発電の実績等

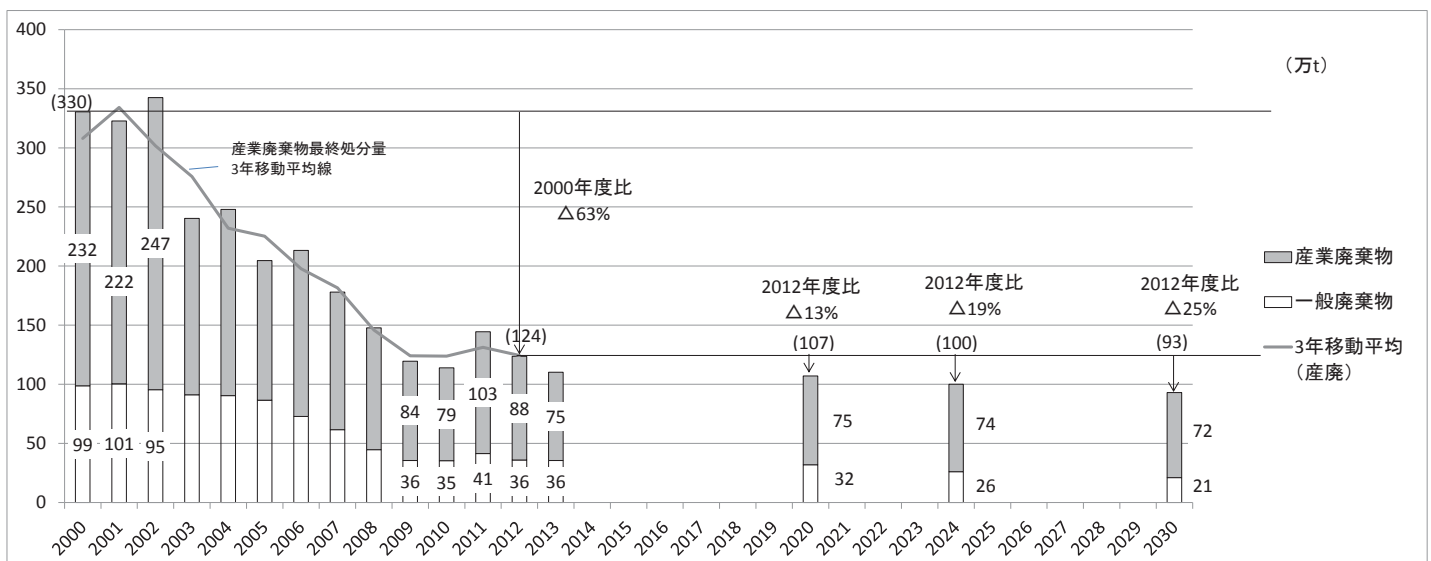
東京都廃棄物処理計画 計画目標数値内訳

(万トン)

		2012(ベースライン)	2013(参考)	2020 目標	2030 目標
一般廃棄物	排出量	458.4	457.2	△5%(2012年度比) 435	△10%(2012年度比) 413
	再生利用量	再生利用率 23% 106.5	再生利用率 23% 106.9	再生利用率 27% 117	再生利用率 37% 153
	最終処分量	35.8	35.5	32	21
産業廃棄物	排出量	2,356.6	2,459.2	2,400	2,400
	再生利用量	再生利用率 31% 719.4	再生利用率 35% 869.4	再生利用率 35% 850	再生利用率 35% 850
	最終処分量	87.7	74.7	75	72
最終処分量計		123.5	110.2	△14%(2012年度比) 107	△25%(2012年度比) 93
最終処分率		(4.4%)	(3.8%)	(3.7%)	(3.3%)

※網掛けは、計画目標2に掲げた数値

最終処分量の推移と目標



第4章 主要な施策

第3章で示した目標の達成を目指し、以下の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していくべきである。

1 資源ロスの削減

資源ロスを削減し、資源効率を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること（メンテナンスや修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。）などが必要である。

（1）食品ロスの削減

- 世界では約8億人、9人に1人が、飢餓に苦しんでいるとの報告（2014（平成26）年9月。国連食糧農業機関（FAO））があるなか、今後、世界の人口増や経済成長、耕作地の限界、農業生産への気候変動の影響などにより、世界の食料供給が不安定化するおそれがある。食料生産は環境への影響（温室効果ガス排出、森林伐採、水の消費など）も大きい。
- 一方、我が国を含む先進各国では食品ロス（売れ残り、食べ残しなど、口にされずに廃棄される食品）が大量に発生している状況にある。
- 日本においては、全国で年間643万トン（2012（平成24）年度）、食品製造業の少ない都内においても約27万トン（2012（平成24）年度）の食品ロスが発生している。食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が先進国の大都市としての責任を果たしていく観点からも重要である。

⇒ これまでの3R施策から一步進んだ持続可能な社会の構築に向けた先進的な取組を行うモデル事業の成果を都民・事業者に広く普及拡大させることにより、関係者による取組の活性化などのきっかけとすることで、東京の持続的な発展にも繋がる意義の有る取組としていくべきである。都は、フードバンク団体や食品を提供する企業と積極的に連携し、フードバンク活動の促進を図るべきである。

また、引き続き外食事業者と連携した、小盛りや少人数用メニュー等の食べきりを推奨する取組の支援や流通段階の商慣習等による食品ロス削減、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費する取組等について、先駆的企業や九都県市、区市町村、NGO/NPO等と連携しながら推進していくべきである。

さらに、家庭での食べ残しや使用されずに廃棄される食品、学校給食や社員食堂での取組の工夫、非常用備蓄食品の廃棄処分回避など、幅広く食品ロス削減に向けた取組に関する普及啓発を行うべきである。

2015（平成27）年度モデル事業 食品ロス削減に向けた協創プロジェクトの市民浸透強化事業

提案者：フードロス・チャレンジ・プロジェクト

内 容：普及啓発のためのシンポジウムを実施するなど学びや議論の場の提供、食品表示改善、サルベージ・パーティ、もったいない鬼ごっこ等の企画、ツールの普及、WEB制作など

⇒ このモデル事業を生かして、市民自らが積極的に食品ロスの削減に取り組む土壌をつくり、東京から発信していくべきである。

（2）使い捨て型ライフスタイルの見直し

- 近年、海洋生態系へのプラスチックごみの影響が世界的に懸念されており、それを背景に世界各国・各都市でレジ袋規制の取組が急速に進んでいる。日本においても大手のスーパーマーケットがレジ袋の有料化などに取り組んでおり、レジ袋の使用枚数はかつてに比べると減少しているが、区市町村や販売事業者団体等と連携して、更なる削減を図っていく必要がある。
- また、容器包装は、多くの場合、内容物を保護する重要な機能を有している。しかしながら、使い捨て型ライフスタイルの象徴とも言われるレジ袋など一回使用のものや一時的な利便性のために使用されているものも多い。
- 持続可能な資源利用を推進するためには、再使用や長期使用を考慮した消費行動などを通じて、身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していくことが重要である。

⇒ 周辺自治体と連携して容器包装廃棄物の削減に取り組むとともに、都内で行われる大規模イベント時にリユース容器の使用等を促す「ガイドライン」を作成するなどにより、区市町村や事業者と協力して使い捨て型製品の使用を抑制していくべきである。また、都内の全区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPO とのネットワーク（協議会等）を構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結やモデル事業の実施など協働していくべきである。これらにより、使い捨て型ライフスタイルの見直しや資源ロスを生まない流通に資する取組を推進していくべきである。

⇒ 雨傘の無料レンタルなどリデュースに資する取組や古本、衣服や家具のリサイクルショップ等地域に根差した身近なリユースの取組の活用を紹介するなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めるよう、情報発信メディアを充実させ、効果的な広報・普及に取り組むべきである。

(3) 建築物の長寿命化

- 都市に蓄積される建築物などのストックを長く大切に使用する「ストック型社会」への移行を促進すべきである。
- ⇒ 都は、引き続き、一定規模の新築建築物の建設に際して、「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示」の中で建物の長寿命化について評価する仕組み等を通じて、建物の長寿命化に取り組んでいく必要がある。

(4) 紙資源のロスの削減

- 我が国の紙・板紙の内需は、リーマン・ショック後の 2009（平成 21）年に大きく数量を落とし、それ以降はペーパーレス化などの進展により、元の水準に回復することなく推移している。
 - しかしながら、2013（平成 25）年の日本の国民一人当たりの紙・板紙消費量は 214.6 kg（A4 版コピー用紙を積み上げて約 5m 分のイメージ）と依然世界でもトップクラスの水準にある。可燃ごみには依然として 3 割程度の紙が含まれていると推計される。
 - 事業系一般廃棄物を削減する観点からも、紙資源の利用の仕方に関する意識啓発が必要である。
- ⇒ 過剰なチラシ配布の抑制等、もとは森林資源から作られる紙の発生抑制等に関する意識啓発を行うべきである。

(5) 家庭ごみの全面有料化

- 都内では、22 市 3 町の自治体が家庭ごみを全面有料化している。
 - 家庭から排出される一般廃棄物の有料化は、なるべくごみになるものを買わないようにする、製品を長期間使うなどの発生抑制策を促し、資源回収に出すインセンティブとなる（排出抑制）ほか、3 R に取り組む人と取り組まない人の不公平感の解消などの意義がある。
- ⇒ 都は、引き続き、家庭ごみ全面有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ全面有料化に向けた議論を喚起していくべきである。

2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進

天然資源の採取に伴う環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるためには、ストック型社会への移行を目指すとともに、低炭素・自然共生・循環型の建築資材や物品等を利用し、持続可能な資源利用を推進することが必要である。

(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、特に以下の品目を含むエコマテリアルの利用を拡大させていくことが重要である。また、これらの取組に発注者をはじめとする関連事業者や都民の理解が得られるよう、都は制度づくりや普及啓発にこれまで以上に取り組む必要がある。

ア 持続可能な木材利用

- 我が国では、木材の7割を輸入しているが、マレーシアやインドネシアなどでは、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が生じており世界的な課題になっている。
- 特にコンクリート型枠用合板の多くを占めるマレーシア及びインドネシアから輸入された合板の中には違法伐採リスクが高いものがあるとの指摘がある。
- 一方、我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国であるが、国内の森林資源は利用されないことにより間伐等の森林整備が行き届かず、林産物の供給のみならず、水源の涵(かん)養、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能が損なわれる事態に陥っている。
- また、森林の価値を高めるなどの効果や木造・木質化による我が国の木の文化の継承等に資することができるため、特に国内の人工林から作られる多摩産材などの木材は、再生可能な範囲で利用を促進すべきである。

⇒ 東京では、建設工事等に伴う型枠用合板の消費が多いことから、国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材・非持続可能な木材の排除を進めていくべきである。

また、多摩産材など国内の人工林から得られる木材の利用についても、庁内の関係部局等と協力してさらに普及促進を図るべきである。

イ 再生資材等の利用促進

- 都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新期を迎えている。それに伴って生じるコンクリート塊(2012(平成24)年度、368万トン)は、これまでは主に再生砕石として道路の路盤材等に利用されてきたが、リサイクル材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生することで、需給ギャップが生じかねない。
- 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用拡大に取り組んでいくことが必要である。
- 建設・土木工事等の際に杭基礎工法やシールド工法などによって掘削工事から生じた泥状の掘削物及び泥水は、泥状を呈するために廃棄物処理法上、産業廃棄物(汚泥)に該当する。

- 都の調査によると、2012（平成 24）年度、都内では 244 万トンの建設泥土が排出されており、これは建設廃棄物排出量の約 30%に相当する。統計上、「再資源化施設」で処理された後、「再生」された量が多いことになっているが、実際には建設発生土として処分されている可能性も否定できない。
- また、海洋投入処分されている量も多いが、海洋投入処分の全廃は我が国の国際公約であり、海洋汚染防止法に基づく海洋投入処分の許可は例外的に認められているにすぎない。
- 建設泥土処理の実態について、関係者の認識共有を図るとともに、建設泥土改良土の利用を促進していく必要がある。

⇒ 都は、建設副産物対策を総合的かつ計画的に行うため、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」を策定している。その中で、再資源化の目標や先進的な活用事例を示すことにより、コンクリート塊や建設泥土等の建設副産物の再生利用を促進し、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる資源循環を促進するべきである。

ア) 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用促進

庁内の関係部局が連携して、再生骨材コンクリート等への利用拡大に取り組んでいるが、さらにこの取組を広げていくべきである。

イ) 建設泥土改良土の利用促進

2015（平成 27）年度のモデル事業の成果を踏まえ、適切な用途、及び用途に見合った品質が担保される場合には、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で「廃棄物」としての扱いを終了（卒業）させるとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促す仕組みを構築し普及させていくべきである。

そのほか、広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取り締まりなどの規制に取り組むべきである。

《参 考》

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業

提案者：鹿島建設株式会社

内 容：都内の現場において、国産材型枠合板の物性の整理、実用性評価の実施、持続可能性の調査など

⇒ このモデル事業を生かして、さらに持続可能な木材利用の普及に取り組んでいくべきである。

2015（平成 27）年度モデル事業 建築工事における建設汚泥改良土の利用促進

提案者：日本建設業連合会

内 容：品質管理を徹底し、合理的な運搬方式により建築汚泥改良土を無償で現場に提供するスキームを構築し、建設汚泥改良土を利用

⇒ このモデル事業を生かして、さらに建設汚泥改良土の利用拡大に取り組んでいくべきである。

(2) 持続可能な調達の普及

- 国際オリンピック委員会（IOC）は、「持続可能性」をオリンピックの重要な柱の一つとしており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、「持続可能な調達」が必須である。また、持続可能な調達に関するISO規格策定作業も進んでいる。
- 大企業では持続可能な調達に係る取組が始まっている。中小企業はグローバルなサプライ・チェーンの中で上流の情報を得にくいのが、持続可能な調達に関する更なる普及促進のためには、中小企業の取組が不可欠である。
- 持続可能な調達を企業行動に定着させ、森林認証木材等の各種認定製品や再生資材等、低炭素・自然共生・循環型の原材料等の選択を促進するとともに、消費者がそれらの取組を支持できるよう情報を発信していくことが必要である。
- また、消費段階において、持続可能性に配慮した製品等の選択が可能となるようエコラベルの普及などに取り組むことが重要である。

⇒ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、「持続可能な消費と生産」を広く都内の事業活動や消費行動に普及させるため、行政機関や中小企業を含む企業等の調達における「持続可能な調達」を定着させていくべきである。とりわけ、「持続可能な調達」に関する情報をわかりやすく発信することで、中小企業の参加を促し、再生資源の利用にとどまらず、低炭素で自然共生に配慮した循環型の資源の調達を推進するべきである。

3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

都民や事業者、区市町村の努力により、また、各種リサイクル法施行などの効果もあって、2013（平成25）年度の最終処分量は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに2000（平成12）年度比で6割以上削減されている。

しかし、依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、循環的利用を更に促進していく必要がある。

(1) 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり

- オフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、排出事業者によるプラスチックや雑紙のリサイクルなど更なる取組が求められる。
- 商店街等中小事業所、小規模なテナントビルなどでは、分別のためのスペースを確保できず、また、排出ロットが小さいことによるコスト高等から事業系廃棄物の資源化が進んでいないのが現状である。
- 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題、衛生的処理の必要性、排出のしやす

さ等を考慮しつつ、規模に応じた再生利用の更なる促進を図っていく必要がある。

- ⇒ 都と区市町村が連携し、リサイクルと適正処理の両面を考慮するとともに、コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の3Rのルールづくりに取り組むべきである。
- ⇒ 排出事業者を対象にした講習会等で紙資源の有効利用や電子機器類のリサイクルに関する情報提供をするなど意識向上に努めるべきである。
- ⇒ 適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の規制の合理化も含め、検討していくべきである。

(2) 区市町村のリサイクルの取組促進

- 都は、3年ごとに策定する「東京都分別収集促進計画」において、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けた取組を示している。
 - 使用済み小型家電については、有用金属が多く含まれるものの、その多くは不燃ごみとして処理され、鉄やアルミを除いた金属資源の多くは回収されずに埋立処分されてきた。小型家電リサイクル法の施行以降、都内すべての自治体（島しょを除く）で小型家電回収が実施され、都は、一元的に情報提供するなど技術支援や財政支援により体制整備を後押ししてきた。多くの区市町村では、公共施設での回収ボックスの設置やイベント回収などにより小型家電を回収している。
 - 一般廃棄物対策においては、各区市町村の取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々な課題については、情報の共有をしながら対応していくことが重要である。
- ⇒ ごみの組成の中でまだリサイクルが可能なものについて、区市町村の更なる資源化の検討を促進していくべきである。

ア 容器包装リサイクル

⇒ 区市町村によるリサイクルが一層進むよう、効果的な分別収集を促進すべきである。

イ 小型家電リサイクル

⇒ 都民の排出機会の多様化を図るなど、更なる回収量の増加を支援していくべきである。

ウ その他

⇒ ペーパーレス社会の中で紙資源等の分別に関する意識を高めるため、訴求力のある広報のあり方の検討をするとともに、雑紙のリサイクルなど更なる資源化に積極的に取り組む自治体の先進事例について、区市町村と情報共有を進めるべきである。また、食品廃棄物に関して、「食品リサイクル法」に基づく排

出事業者の取組をさらに促進すべきである。

(3) 最終処分場の延命化

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使う必要がある。

ア 焼却灰のリサイクル促進

- 多摩地域では、一般廃棄物の焼却灰をセメント材料としてリサイクルするエコセメント化により、最終処分量の大幅な削減に役立っている。また、エコセメントは都内産のエコマテリアルであり、コンクリート製品等への利用をさらに推進する必要がある。
- 一方、23区では、焼却灰を溶融スラグ化して再生利用していたが、東日本大震災後の電力事情などから、操業規模を縮小している。セメント原料化によるリサイクルが開始されているが、2014（平成26）年度においては、約25万トンの焼却灰が最終処分されている。

⇒ 都は、エコセメントの利用促進等、焼却灰の更なるリサイクルの促進と安定化に資するため、技術的な支援を行っていくべきである。

⇒ 広く灰のリサイクルに関する技術を調査研究し、更なる利用促進に向けて、情報発信を行っていくべきである。

イ 都の設置する埋立処分場の適切な管理運営

- 都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、浄水場発生土や下水スラッジ、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の埋立処分を行っている。
- 埋立処分場の環境負荷及び維持管理のための負担を最小限に抑えることが重要である。

⇒ 引き続き、廃棄物等の埋立処分計画に基づき、埋立処分場の計画的な使用と延命化に努めるとともに、処分場からの浸出水処理等の環境対策を着実に実施していく。

⇒ より一層の埋立処分量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分場の現状や課題を区民に周知することにより、ごみの減量に資する行動を働きかけるべきである。

(4) エネルギー利用の促進

- 循環型社会形成推進基本法では、優先順位として発生抑制、再使用、再生利用の次に熱回収（サーマルリサイクル）が位置付けられている。
- サーマルリサイクルには、廃プラスチック類等を原料とした固形燃料（RPF）が含まれる。

- 低炭素なエネルギー源を生み出す都市インフラとしての廃棄物処理施設を最大限有効活用できるよう、たゆみない技術力の向上を図っていく必要がある。
- ⇒ 都は、区市町村の施設の更新等に合わせた技術的な支援にとどまらず、廃棄物発電の高効率化などソフト面を合わせた助言も行っていくべきである。
- ⇒ 主にマテリアルリサイクルが困難な古紙やプラスチックを原料とした固形燃料（RPF）は、燃焼時に高効率で化石燃料の代替となるため、資源化の手法の一つとして有効であることを周知していくべきである。
- ⇒ バイオマス発電や熱利用についても、先進事例や技術動向を調査し、情報発信等を行っていくべきである。

（５）循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

- 事業系廃棄物に関しては、小規模な排出事業者が資源の分別排出に取り組もうとすると、収集運搬コストが増大する可能性が数多くあることから、資源化が進んでいない。
 - 産業廃棄物のリサイクルを推進するために、再生利用指定制度（再生利用されることが確実であると都知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬・処分を業として行う者について指定を行い、業の許可を不要とする制度）がある。都は、これまで建設泥土、コンクリート塊、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきている。
 - 引き続き、再生利用量の拡大に取り組む必要がある。
- ⇒ 再生利用指定制度の活用や、民間活力を最大限活用した静脈物流効率化を可能とする制度の合理化や運用見直しを検討し、リサイクルの更なる促進を図るべきである。

《参 考》

2015(平成 27)年度モデル事業 「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業

提案者：日本環境設計株式会社

内 容：お台場のオフィスや商業施設で、PETボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収

提案者：リネット・ジャパン株式会社

内 容：宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収し、リサイクルを実施

⇒ このモデル事業を生かして、小規模な排出事業者のリサイクルを推進していくべきである。

2015(平成 27)年度モデル事業 廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と静脈物流の効率化による低炭素都市の実現

提案者：Save Earth Foundation

内 容：計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、データ活用による資源賦存量の推計、効率的な回収の可能性の検討など

⇒ このモデル事業を生かして、さらなる資源化と効率化を目指し、事業系ごみの分別回収ルールを構築していくべきである。

4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう、不法投棄や不適正処理を生じさせないことが重要である。特に廃石綿や石綿含有建材が使用されている建物の解体やフロン類が使用されている機器の廃棄は今後も続くことから、これまで以上に適正処理のための取組を強化していくべきである。そのためには、廃棄物の排出者である都民の意識、排出事業者責任の向上を図ることが必要である。

(1) 有害廃棄物等の適正処理

廃棄物の処理・リサイクルに当たっては、とりわけ環境リスクを低減するため、不適正な処理により有害物質の環境中への放出がないよう、確実な処理を徹底することが必要である。

ア 水銀含有廃棄物

- 環境中への水銀の人為的な排出を可能な限り防止し、環境汚染や健康被害を防ぐため、我が国は、2013（平成 25）年 10 月に「水銀に関する水俣条約」を水銀に関する水俣条約外交会議で採択・署名した。国は、この条約を担保する措置を講じるため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行を予定している。都は、この条約の採択に先立ち、水銀体温計や血圧計、蛍光灯などの水銀使用製品について、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収及び適正処理を進めてきた。
- 「水銀に関する水俣条約」の採択に伴い、廃棄物処理法及び大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行される予定である。
- 水銀含有廃棄物の排出方法の周知徹底、搬入物検査の強化等により、焼却施設への搬入を防止することが必要である。また、施設の適正管理等により、焼却施設からの水銀の排出を防ぐことが重要である。

⇒ 引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光灯等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を推進していくこと

で、水銀の拡散を防止するべきである。

なお、都の処分場に関しては、期限を定めて、廃蛍光管等の埋立を終了する方向で検討していくべきである。

また、区市町村、民間施設に対して「水銀に関する水俣条約」の採択に対応し、水銀含有物を廃棄物として処分する際の水銀の排出抑制、焼却施設等への搬入防止、施設の適正管理等に関する技術的支援を行うべきである。

イ PCB廃棄物

- PCB廃棄物は2027（平成39）年3月までに処理を完了させる必要があり、高濃度PCB廃棄物は、全国に5か所あるPCB処理事業所（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）において化学的分解処理を進め、低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設等で焼却等の処理を進めている。
- PCB廃棄物は、長期に渡り処理されずに保管されてきたことから、紛失するものや不適正処理されるものがある。
- また、現在処理の対象になっていない使用中のものも期限内に処理を終えなくてはならない。

⇒ PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理の完了期限が定められているPCB廃棄物の早期処理を引き続き促進していくべきである。期限内に処理を完了させるため、都内のPCB含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、都への届出、期限内の適正保管・処理の指導を徹底すべきである。また、解体工事等における紛失等不適正処理を防止するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発を行うなど責任を明確化すべきである。

微量PCB廃棄物については、引き続き分析及び処理費用の支援をすることで中小事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処理を進めるべきである。

ウ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物

- インフラ更新時期を迎えて多くの解体工事が行われる状況が続いていることから、建物解体時に発生する廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の保管、収集運搬、及び処分の過程で空気中に飛散しないよう適正な管理が必要である。
- 引き続き、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理が必要である。

⇒ 引き続き、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者等への指導を行っていくほか、とりわけ、廃石綿等の適正処理を図るため、都の埋立処分場での受け入れを継続していくべきである。

エ 適正処理困難物・危険物

- 有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、人の生活環境や環境への影響は大きい。
- 家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。

⇒ これまで処理されずに保管されている適正処理困難物や有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭系危険ごみや中小事業所の廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していくべきである。

(2) 区市町村への技術的支援の強化

- 都は、区市町村によるリサイクルや適正処理の徹底が一層進むよう、分別収集の促進やリサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。
- 引き続き、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保していく必要がある。

⇒ 一般廃棄物会計基準の導入や更なる資源化、有害廃棄物対策、施設の高効率化・最適化等の技術支援の充実を図っていくべきである。また、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を行っていくべきである。

(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討

- 超高齢化・人口減社会において、遺品整理・不用品回収等、家庭から生じる廃棄物に関して、処理体制や行政サービスに新たな課題が生じている。
- 高齢化の進展と医療技術の進歩により増加が見込まれる在宅医療廃棄物については、区市町村や公益社団法人東京都薬剤師会、医療機器業界等と連携し、適正処理に取り組んできた。(公社)東京都薬剤師会と連携して2002(平成14)年度から開始している使用済み注射針回収事業については、医療機関及び薬局での回収という適正排出への誘導を図り、非鋭利な在宅医療廃棄物については、行政回収・焼却処理を進めている。
- また、2014(平成26)年度からは、地域における在宅医療廃棄物の適正処理に取り組む区市町村に対する財政支援を実施している。

⇒ 重量がある廃棄物の搬出を支援するなど高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討や地域の実情に応じた適正処理の取組を進める必要がある。

また、遺品整理、引越ごみ、在宅医療廃棄物等、家庭から生じる廃棄物に関して処理体制に課題があるものについては、区市町村との連携のもと、継続して関係者間で現在取り組まれている先駆的事例の情報共有等、意見交換を実施

し、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの構築を検討していくべきである。

また、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者対策についても、各自治体が主体的に取り組むよう促していくべきである。

さらに、在宅医療廃棄物の適正処理に向けた取組を継続していくための、区市町村と薬剤師会等との今後の費用負担のあり方について更なる検討を行っていくべきである。

(4) 海ごみ対策等散乱防止・街の美化

- 伊豆諸島及び小笠原諸島における海岸漂着物について、都は、策定した海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者や地元町村が実施する回収及び処理を推進するための総合調整を行っている。
- 引き続き、海ごみ対策について、伊豆諸島及び小笠原諸島において処理に関する技術支援等を進める必要があるほか、海や山・川での散乱防止、清掃活動等の美化活動の推奨に努めるべきである。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、来街者の増加等が見込まれており、来街者を受け入れるための対応等の街中の対策も必要である。

⇒ 伊豆諸島及び小笠原諸島において処理に関する技術支援を継続して進めるとともに、陸域からの生活ごみと海岸漂着物との関係性に着目し、廃棄物の排出マナー向上のための普及啓発等により、海をはじめ、奥多摩や高尾山等の山や川などのレジャースポットでの散乱防止、清掃活動等の美化活動を推奨していくべきである。

⇒ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、東京を訪れる観光客にもわかりやすい、公共空間における東京のごみ出しルールやマナーと資源循環の取組を分かりやすく示していく必要がある。

また、都内の主要繁華街において、事業者や区市町村と連携しながら、街の美化活動を推進することで、世界一の都市に相応しい清新な街空間を創出するべきである。これにより、清潔な都市空間の確保や都民の意識向上を図っていくべきである。

(5) 古紙持ち去り対策

- 集積所に出された古紙などを無断で持ち去る行為（持ち去り）がいまだに発生している。被害は行政回収のみならず、住民団体による集団回収、戸別回収にまで及び、住民・行政・回収業界の信頼関係を損なうような問題となっている。
- 2011(平成23)年6月に取りまとめた「古紙持ち去り問題根絶に向けた取組」に基づき、持ち去り行為の根絶に向けて、引き続き区市町村の取組を支援していく必要がある。

⇒ 引き続き、区市町村における古紙持ち去り禁止に関する条例の制定や業界団体と連携したGPSによる古紙持ち去りルートの解明、違反者への指導や刑事告発等の実効性の高い取組を支援していくべきである。

(6) 生活排水処理対策

- 東京都全域における下水道の人口普及率は2014（平成26）年度末で約99%であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。
- しかし、下水道の未普及地域では合併浄化槽の整備により、生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図る必要がある。

⇒ 引き続き、合併浄化槽の普及を促進するとともに、区市町村と連携して適正な維持管理が行われるよう設置者に指導を行うべきである。また、島しょ地域におけるし尿処理について、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物をあわせて処理し、資源化を図ることを促進するべきである。

(7) 不適正処理の防止

- 不法投棄件数の約7割は建設廃棄物であり、建物解体工事へ現場立入指導等を実施することにより、不法投棄の未然防止を図っている。こうした取組により、大規模な不法投棄件数は減少傾向にある。しかしながら、近年の産業廃棄物の不適正処理は、建設発生土に廃棄物を隠して投棄したり、廃棄物を適正処理したことを証するマニフェストを交付した上で一部の廃棄物を不法投棄したりするなど、手口は年々悪質かつ巧妙化し、不法投棄の撲滅には至っていない。
- 今後も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う施設整備や高度成長期に整備された大量の施設の更新時期を迎えて解体工事が多い状態が続くと見込まれるため、引き続き現場指導等を徹底していく必要がある。
- 解体現場において、残置された廃家電、粗大ごみ等は持ち主の名義と責任において適正に処理することや有害物質である廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理、PCB含有機器が不適正な処理ルートに流れないように立入指導を行っている。また、業務用エアコン等のフロン類が確実に回収され環境中に放出されないよう関連部署と連携して取り組んでいる。
- 関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県・政令指定都市及び中核市の32自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称：産廃スクラム32）を設置し、不適正処理を未然防止等に連携して行政指導や行政処分を行ってきた。引き続き、広域的な対応が必要である。
- 廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものがあることから、違法な収集を通じてスクラップや雑品と

して海外に輸出され、粗雑な処理が行われた場合、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

- 産業廃棄物が資源化されるに当たっては、下流へのトレーサビリティの確保（必要な場合には廃棄物から有価物になった以降も含め）が重要である。さらに、海外で資源としてリサイクルされる場合には、汚染リスクの輸出防止を図るべきである。

ア 行政処分の徹底、広域連携等による抑止

⇒ 違反行為及び欠格要件該当者に対して許可の取消し、事業停止等の行政処分を厳正に行うことで、処理事業者の不適正処理を抑止すべきである。

イ 不法投棄等不適正処理対策

⇒ 発生段階からの不法投棄対策として建設解体工事現場への立入指導を引き続き実施し、排出事業者責任の周知や適正処理の徹底を広く浸透させていくべきである。また、解体現場に廃家電や粗大ごみ等が残置されないよう周知を図るとともに、解体中に有害物質やフロン類が環境中に放出されないよう引き続き指導すべきである。

⇒ 産廃スクラム 32 による自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化し、引き続き、悪質、巧妙化している不法投棄等については関係機関と連携して厳正に対処していくべきである。

⇒ 違法な収集を行う不用品回収業者や不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理を駆逐するとともに、有害物質やフロン類の管理徹底を求め、資源循環の適正化を図り、健全なりサイクル事業の育成を図るべきである。

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

都はこれまで、廃棄物の適正処理に加え、より環境負荷の少ない処理や循環的利用の高度化に取組、持続可能な資源利用に寄与する優良な事業者が市場で優位に立てるよう、静脈ビジネスの更なる発展を支援してきた。

廃棄物処理・資源循環ビジネスは、再生資源又はエネルギーのサプライヤーである。健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている処理業者や都民が安心して処理を託すことができる資源循環ビジネスが市場で適正な評価を受け、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要である。

また、廃棄物等は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来にわたって安定的かつ継続的に適正処理される必要があり、そのための処理施設整備や廃棄物処理に携わる人材育成をたゆみなく行っていく必要がある。

(1) 第三者評価制度の普及促進

- 都は、2009（平成 21）年度から、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者を、第三者評価機関が評価し、「産廃エキスパート」「産廃プロフェッショナル」として認定する制度を導入し、253 事業者が認定を受けている（2015（平成 27）年 6 月現在）。
- 都は、今後も引き続き、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知し、環境配慮契約が定着するよう働きかけていく必要がある。

⇒ 都は、今後も引き続き、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知するとともに、環境配慮契約が定着するよう働きかけていくべきである。国の優良性評価制度の見直しに合わせて整合を図っていくべきである。

(2) スーパーエコタウン事業の推進

- 都は、廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において、民間事業者が主体となった廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めている。
- 現在、PCB 廃棄物処理施設、ガス化溶解等発電施設、建設混合廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設（2 施設）、廃情報機器類等リサイクル施設（2 施設）、がれき類・建設泥土リサイクル施設、廃カーペットのリサイクル施設の 10 施設が稼働している。さらに、埋設廃棄物リサイクル施設（2 施設）、食品廃棄物リサイクル施設の 3 施設の建設準備が進められている。
- 今後、新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理のスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、スーパーエコタウンの現状や循環型社会づくりについて、正しく理解される必要がある。

⇒ スーパーエコタウン事業者の先進的な技術を駆使した処理及び再資源化について、引き続き見学会を通じて情報を広く発信し、廃棄物を排出している都民や事業者にも、都内の事業活動を支える産業廃棄物の処理について理解を深めるとともに、排出事業者が先進的な取組を評価し、優良事業者を選択する目を養う機会とするべきである。

(3) 社員教育・研修機会の提供等

- 東京都廃棄物条例では、産業廃棄物を排出する事業場には、産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないと定められている（第 14 条）。産業廃棄物管理責任者として排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、その責務が果たせるよう人材育成を目的として産業廃棄物管理責任者講習会を実施している。また、適正処理に関す

る出前講座も実施している。

- 引き続き、排出事業者を対象とした社員教育・研修機会の提供等に取り組む必要がある。

⇒ 排出事業者を対象とした講習会・出前講座などにより、法令等の最新の情報や不適正処理事例などを周知するほか、再生品利用の促進を図っていくべきである。

また、廃情報機器や機密書類からの情報漏えいを防止するための取組状況についても周知すべきである。

(4) 共同技術研究の実施

- 3R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が不可欠である。
- 各分野の専門化、細分化が進む中、都が研究成果の実装を想定した産学公連携による共同技術研究調査等を実施していくことは重要である。

⇒ 東京都環境科学研究所を活用するなど、産業界、大学、研究機関等と連携し、それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していくべきである。

6 災害廃棄物対策

建築物・都市施設等の耐震化等、災害への備えにより被害を最小化することはもちろんのこと、非常災害の発生に伴う災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理、再生利用の促進及び最終処分量の削減に資するよう平時からの備えを万全にして、非常災害発生時には切れ目ない災害廃棄物処理を実現させる方策を整理しておくべきである。そのためには、東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験を踏まえ、区市町村の災害廃棄物対策支援を継続するとともに、関係自治体及び関係団体との連携体制を構築していくことが重要である。

そこで、2016（平成28）年度に、首都直下地震を想定した「東京都震災がれき処理マニュアル」（2012（平成24）年度改定）を抜本的に見直し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における災害廃棄物の処理方法をまとめた「（仮称）東京都災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

処理計画に追加すべき災害廃棄物処理に関する事項は以下のとおりである。これまでの経験を踏まえ、これらの事項を施策の柱とし、内容を検討していく必要がある。

- 災害廃棄物の減量、適正な処理を確保し、生活環境の保全等の措置に関する事項
例：災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること
- 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
例：自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に

関すること

- 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
例：災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関する事

⇒ 区市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援

区市町村が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、これまでのがれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定済みの区市からのノウハウ提供などの支援を継続するべきである。

⇒ 東京都災害廃棄物処理計画の策定

都は、2014（平成26）年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」及び「区市町村災害廃棄物処理計画」と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を策定するべきである。なお、策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フローや再生資材活用方法等を検討するべきである。

⇒ 国や関係団体と連携して、広域処理体制の確保等を検討

平時から「関東地域ブロック行動計画」策定に関与し、ブロック内での広域的な処理に備えておくべきである。また、災害廃棄物の運搬及び中間処理等について、施設の強靱化も含め、都のみならず区市町村と民間事業者との連携・協力体制を整備しておくべきである。

東京都廃棄物処理計画の改定に関する「中間のまとめ」は以上のとおりである。当審議会は、引き続き都民等の意見を踏まえて最終答申をまとめしていく。

付属資料

1 現行計画の目標達成状況

計画目標

2015(平成27)年度の最終処分量を2007(平成19)年度比30%減(125万トン)とする。
内訳:一般廃棄物25万トン、産業廃棄物100万トン

目標達成状況

2013(平成25)年度実績111万トン(2007(平成19)年度対比37%減)
→目標達成率:全体では100%(ただし、一般廃棄物は未だ達成していない)



(計画目標の内訳)

区分		2007(平成19)年度 (実績)	2010(平成22)年度 (実績)	2013(平成25)年度 (実績)	2015(平成27)年度 (計画目標)	
一般廃棄物	排出量(a)	513万トン	464万トン	457万トン	475万トン	
	再生利用量(b)	資源収集	91万トン	88万トン	88万トン	100万トン
		処理施設等におけるリサイクル(注)	24万トン	25万トン	21万トン	25万トン
	焼却(熱回収)による減量(c)	336万トン	316万トン	312万トン	325万トン	
	最終処分量(d=a-b-c)	62万トン	35万トン	36万トン	25万トン	
産業廃棄物	排出量(e)	2,411万トン	2,257万トン	2,459万トン	2,400万トン	
	再生利用量(f)	757万トン	655万トン	869万トン	760万トン	
	焼却(熱回収)・脱水等による減量(g)	1,538万トン	1,523万トン	1,515万トン	1,540万トン	
	最終処分量(h=e-f-g)	116万トン	79万トン	75万トン	100万トン	
	最終処分量合計(i=d+h)	178万トン	114万トン	111万トン	125万トン	

(注) 処理施設等におけるリサイクル量は、区市町村の処理施設において、不燃ごみ、粗大ごみ等から金属等の資源を回収した量及び熔融スラグやエコセメント等として資源化した量

➤ 一般廃棄物

- 一般廃棄物については、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災後、最終処分量が増加した。これは東北の震災廃棄物を受け入れたためである。また、再生利用量の減少の原因は、焼却灰の溶融炉が震災後の電力需給がひっ迫したことに鑑み、停止となったためである。
- その後、焼却灰のリサイクルや小型家電リサイクル等 3 R 施策の促進等により、排出量の減少に取り組んだ結果、最終処分量はほぼ震災前と同程度まで減少したが、目標を達成するのは難しい見込み。

➤ 産業廃棄物

- 産業廃棄物については、2007（平成 19）年度以前は概ね 24 百万トンで推移していたが、2008（平成 20）年度に減少し、その後やや増加傾向で推移している。特にリサイクル意識の向上等により、建設業での資源化が進んだ結果、再生利用量は計画目標を上回る見込み。
- 一方、震災前は排出元でリサイクルされていた上下水スラッジの一部を埋立処分するようになっている。
- 全体として、引き続き、排出量の削減（発生抑制等）に取り組む必要がある。

2 これまでの主な取組

(1) 3R施策の促進

<小型家電リサイクル（都市鉱山の開発）>

主な取組

- 「使用済小型電子機器リサイクル促進のための検討会」とりまとめ（2013（平成 25）年 3 月）
- 区市町村への財政・技術的支援
- 区市町村と認定事業者との情報交換会を開催
- 大学・区市町村と連携した回収

実施状況

■区市町村における回収の実施状況

	実施自治体数	回収実績
都内	55 (89%)	5,026 t
全国	754 (43%)	23,971 t

※実施自治体数は平成 27 年 4 月現在、回収実績は 26 年度環境省アンケートによる。都内実績は都が推計。

■法の掲げる目標

全国回収量：14 万トン（平成 27 年度実績）
一人当たり約 1 kg
※都内換算：約 1.35 万トン

<食品廃棄物の排出抑制>

主な取組

- 事業系食品廃棄物の実態把握（2013（平成 25）年 11 月）
- 食品ロス削減のための取組
 - フードバンク普及啓発シンポジウム、マッチングセミナー
 - スーパー店頭における普及啓発
 - 外食事業者等と連携し、食べきりを推奨（九都県市）

実施状況

■都内の食品廃棄物等発生量（2012（平成 24）年度） （単位：万トン）

		事業系				家庭系
		製造	卸売	小売	外食	
食品廃棄物	98	13	8	16	61	99
食品ロス	16	2	1	5	8	11

※食品ロス量は食品廃棄物量の内数

■フードバンクマッチングセミナー （2015（平成 27）年 2 月）

- 食品関連企業等 25 社が参加
- 6 社がフードバンク団体と協定締結し食品寄贈開始
- 5 社が食品寄贈に向け協議中
（2015（平成 27）年 10 月現在）

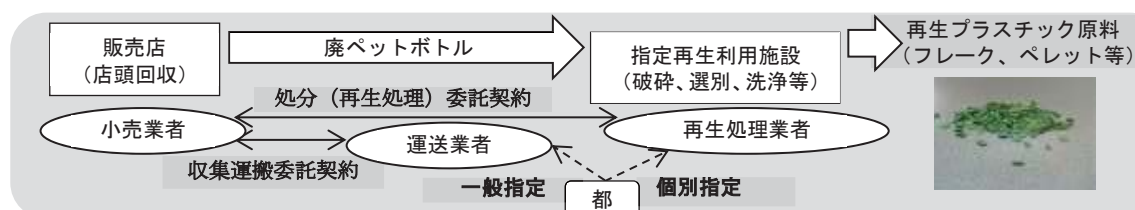
<容器包装廃棄物のリサイクル促進（廃ペットボトルの店頭回収）>

主な取組

- ペットボトルの製造・販売等事業者が行う自主回収に、廃棄物処理法の再生利用指定制度を適用（2015（平成 27）年度 3 月開始）

実施状況

■3 施設を指定再生利用施設に個別指定（2015（平成 27）年 6 月現在）



(2) 適正処理の推進

<水銀使用量の削減と適正処理>

主な取組

- 「水銀の処理等に関する検討会」とりまとめを公表（2012（平成24）年2月）
- 都立看護学校において水銀血圧計の使用をとりやめ
- 都医師会では水銀血圧計・体温計を自主回収
- 「東京都グリーン購入ガイド」で都が水銀使用製品を廃棄する際は水銀の回収・処分を義務付け
- 新たに蛍光ランプ等の回収を開始する区市町村を財政支援（8区が新たに実施）

実施状況

■ 都医師会による自主回収の状況

年度	血圧計(本)	体温計(本)	その他(kg)
2012	2,592	4,378	3.6
2013	1,555	2,002	3.5
2014	1,513	1,438	2.2

■ 区部における蛍光ランプ回収の実施区

- 2011（平成23）年度：6区
↓
2014（平成26）年度：14区
※多摩地域は全ての市町村で実施中

<PCB 廃棄物対策>

主な取組

- 微量 PCB 含有廃棄物の分析費及び処理費の一部を都が独自に助成
- PCB 特措法に基づく立入検査、適正保管指導を強化

実施状況

■ 補助金申請実績

年度	分析(台)	処分(台)
2012	519	90
2013	457	261
2014	627	895

■ 経過

- 2012（平成24）年12月 PCB 特措法施行令改正。処理期限 2027（平成39）年3月まで
- 2014（平成26）年6月 国の PCB 廃棄物処理基本計画改訂 JESCO 事業所の相互補完による処理促進
- 2015（平成27）年3月 都の PCB 廃棄物処理計画改訂

<在宅医療廃棄物対策>

主な取組

- 家庭ごみとして排出される使用済み注射針の回収（都薬剤師会）
- 「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」とりまとめ（2013（平成25）年11月）
- 関係者間での意見交換会の開催
- 区市町村の地域における在宅医療廃棄物の適正処理の取組への補助

実施状況

都薬剤師会による使用済み注射針の回収状況

年度	参加店舗数累計	容器回収実績	摘 要
2002	約 300	465 本	杉並区・練馬区の2区でモデル事業開始
2005	約 3,600	約 30,000 本	23区及び多摩地域の全域に拡大
2013	約 4,000	約 111,000 本	

都薬剤師会加盟薬局 約 4,400 店舗
※東京都薬剤師会からの提供データ等より作成

(3) 静脈ビジネスの発展の促進

<優良な処理業者が優位に立てる環境づくり>

主な取組

- 産業廃棄物処理業者に係る第三者評価制度を着実に運用し、優良認定業者情報を積極的に発信
- 排出事業者等のレベルやニーズに沿った講習会を開催

実施状況

認定事業者数（2015（平成27）年6月現在）

区 分	認 定 業者数	専門性 (感染性廃棄物)	業 の 区 分		
			収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃工場パート	160	29	75	79	77
産廃プロフェッショナル	93	14	67	25	22
計	253	43	142	104	99

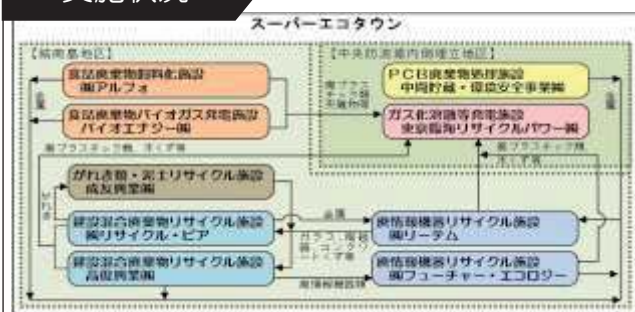
(注) 複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

<スーパーエコタウン事業の推進>

主な取組

- 第三次公募により新たに2施設を選定。第二次公募により選定した2施設を含め、施設整備を支援（第二次公募1施設は本年8月しゅん工）
- 無料見学会や事業者が自ら見学者を受入れ積極的に情報を発信
- スーパーエコタウン事業成果調査を実施し、結果を環境局HPで公表

実施状況



- 各施設の相互連携により効率的で高度なリサイクルを実現（左図参照）
- 東日本大震災や大島町の災害廃棄物の受入を行っている。東日本大震災においては、岩手県及び宮城県から合計92,527トンの災害廃棄物を受け入れ、被災地復興の一助に貢献
- 各施設視察者数（延べ）2014（平成26）年度10,366人、スーパーエコタウン事業見学会開催（環境公社委託）平成26年度は18回開催、526人参加（1回当たり約30人参加）

<資源循環分野における国際協力の推進>

主な取組

- アジア大都市等を対象に東京で廃棄物・資源リサイクルに関する多都市間実務研修を開催
- バンコク都、ヤンゴン市等と二都市間ワークショップ(WS)を現地及び都内で開催し、相手都市のニーズに合わせた情報・ノウハウを提供
- 交流によって得られた現地情報を都内事業者等に積極的に共有

実施状況

- 交流事業実施状況
2011（平成23）～2014（平成26）年度 多都市間実務研修、北京WS、バンコクWS、ヤンゴンWS、ウランバートルWS
- 海外見学者視察等対応
2011（平成23）～2014（平成26）年度 のべ105か国1,637名

(4) 計画に盛り込まれていない事項

<災害廃棄物処理>

主な取組

<広域処理支援>

- 東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、岩手県及び宮城県のうち被災地で処理できないものについて、都内で区市町村や民間事業者が協力して処理を行えるシステムを構築
- 2013（平成 25）年に発生した大島町の土石流災害に伴うがれき等災害廃棄物の処理について、島外及び島内処理の支援を行い、円滑な処理を実現

<首都直下型地震への備え>

- 東京都震災がれき処理マニュアルを改訂（2013（平成 25）年 2 月）
- がれき処理検討会を開催し、国や特別区等の動向を庁内関係部局と共有
- 区市町村によるがれき処理マニュアル作成を支援するための情報交換会を開催
- 特別区主催の災害廃棄物処理検討会において「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定（2015（平成 27）年 3 月）

実施状況

■ 広域処理実績

	搬入先	災害廃棄物の種類	実績量（トン）
東日本大震災 (8 市町)	清掃工場	可燃性廃棄物	31,428
	民間破砕施設	混合廃棄物（建設混合、廃機械・機器類、 廃プラ系、漁網系）、廃畳	136,462
		合計	167,887
大島町	清掃工場	可燃性廃棄物	3,630
	民間破砕施設	廃木材、建設混合廃棄物、廃畳・布団、 タイヤ	7,906
		合計	11,536

■ 発生がれき推計量と仮置場の確保

発生がれき推計量：4,289 万トン ※2012（平成 24）年 4 月東京都総務局 東京湾北部地震（冬の夕方 18 時）

仮置場必要面積推計：1,825ha、選定済候補地：210ha ※2014（平成 26）年 3 月東京都総務局

■ がれき処理マニュアル策定状況

策定自治体数：8（2013（平成 25）年 9 月）→17（2015（平成 27）年 2 月、策定中/策定済）

※区部・多摩 53 区市町村のうち

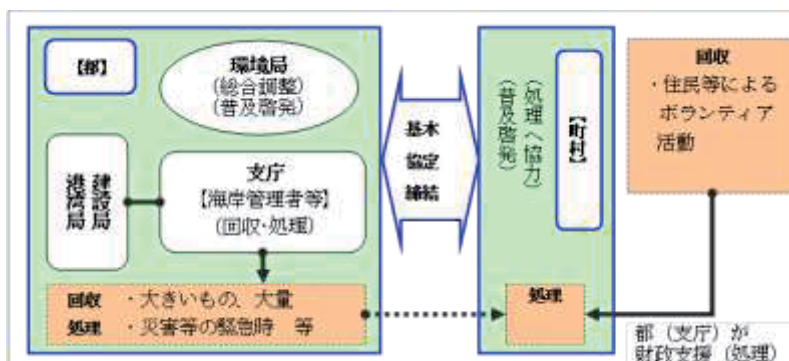
<海岸漂着物対策>

主な取組

- 島しょ地域を対象に海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を作成
- 計画に基づき、都と町村が連携して回収処理事業を実施（国からの財政措置あり）
- 本土部における発生抑制として普及啓発を検討

実施状況

■ 事業スキーム



3 廃棄物処理の現状

○一般廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

- ・一般廃棄物排出量：約458万トン（全国4,523万トンの約10%）
- ・都内の一人一日当たりごみ排出量：約957g/人・日（全国平均964g/人・日）
- ・最終処分量：約36万トン（全国465万トンの約8%）
- ・総資源化量：約106万トン（全国926万トンの約12%）
- ・再生利用率：約23.2%（区部：18.1%、多摩：37.5%、島しょ：11.1%）（全国20.5%）

表1 3Rの取組ベスト3

	人口10万人未満		人口10万人以上	
リデュース （1人1日当たりのごみ排出量）	清瀬市	701g/人日	小金井市	637g/人日（全国第1位）
	狛江市	736g/人日	日野市	696g/人日（全国第3位）
	東大和市	751g/人日	西東京市	710g/人日
リサイクル （再生利用率）	清瀬市	38.0%	小金井市	51.8%（全国第1位）
	狛江市	37.8%	調布市	49.2%
	羽村市	37.7%	三鷹市	46.3%
エネルギー回収 （ごみ処理量当たりの発電電力量） 全国221 kWh/トン	板橋工場	515.91 kWh/トン	足立工場	489.67 kWh/トン
	中央工場	488.50 kWh/トン	23区平均	412.15 kWh/トン
清掃工場所内消費率 （発電時の所内消費電力÷発電電力量）	千歳工場	29.6%	墨田工場	32.1%
	中央工場	34.8%	23区平均	55.6%

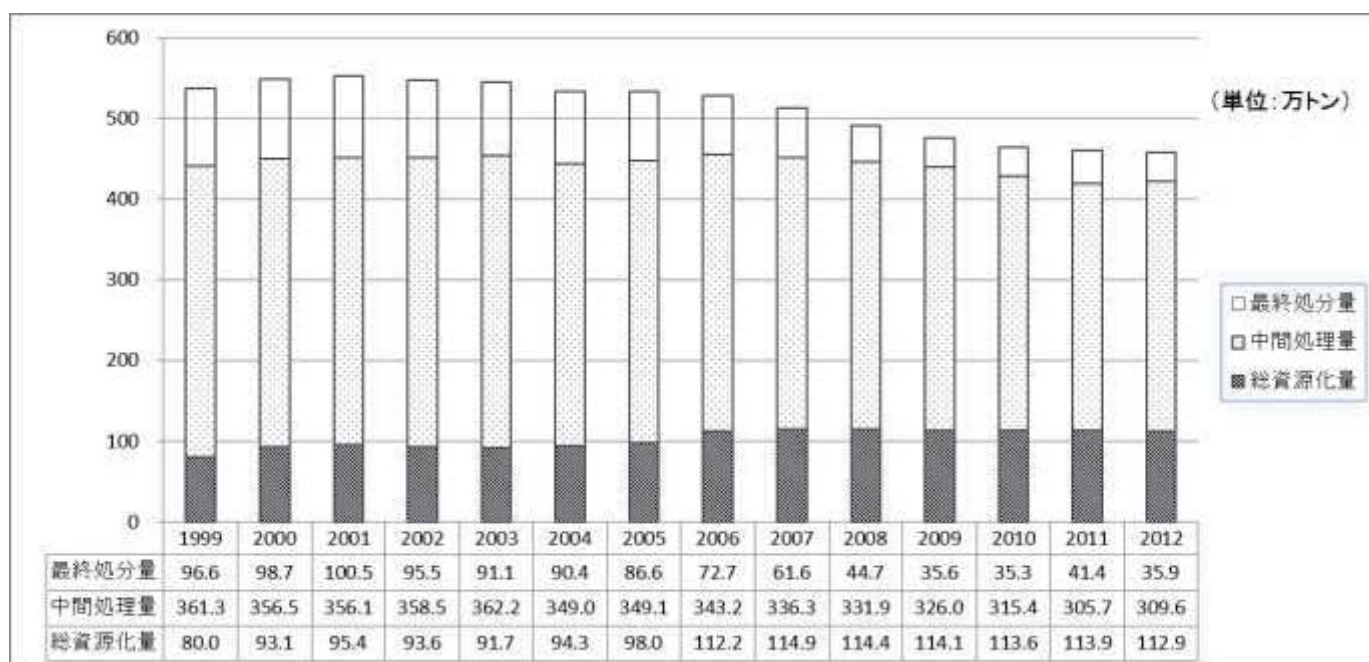


図1 一般廃棄物処分方法別推移

○産業廃棄物の現状（2012（平成24）年度）

【排出量】

・産業廃棄物総排出量：2,357万トン（2011（平成23）年度2,375万トンから0.8%減少）

・業種別排出量：

上下水道業 1,378万トン（総排出量の58.5%）

建設業 817万トン（同34.7%）

製造業 99万トン（同4.2%）

※ また、上下水道業を除く排出量（979万トン）で見ると、建設業から排出される廃棄物が83.5%を占めている。

・種類別排出量

汚泥 1,669万トン（総排出量の70.8%）

汚泥の内訳：下水道汚泥 1,324万トン（同56.2%）

建設汚泥 244万トン（同10.3%）

上水汚泥 54万トン（同2.3%）

がれき類 480万トン（同20.4%）

※ また、上下水道業を除いた排出量11,055千トンで見ると、汚泥が2,927千トン（上下水道業を除いた排出量の26.5%）、がれき類が5,868千トン（同53.1%）となっており、この2種類で全体の79.6%である。

【最終処分量】

・最終処分量 88万トン（総排出量の3.7%）

・業種別最終処分量

建設業 44万トン（最終処分量の49.7%）

製造業 24万トン（同27.1%）

上下水道業 10万トン（同11.9%）。

・種類別最終処分量

ガラス・陶磁器くず 32万トン（最終処分量の36.1%）

混合廃棄物 14万トン（同16.4%）

がれき類 11万トン（同12.0%）

【再生利用量】

・再生利用量 719万トン（総排出量の30.5%）

・種類別再生利用率

金属くず 98.8%

がれき類 95.9%

鋳さい 93.3%

【都内処理量】

・都内中間処理量 1,700万トン（中間処理量2,325万トンの73.1%）

※ 上下水道業を除いた中間処理量957万トンについてみると、都内で中間処理されている量は332万トン（上下水道業を除く中間処理量の34.7%）となる。

・都内最終処分量 14万トン（最終処分量88万トンの16.0%）

※ また、上下水道業を除いた最終処分量77万トンのうち、都内で最終処分されている量は4万トン（同5.6%）となっている。

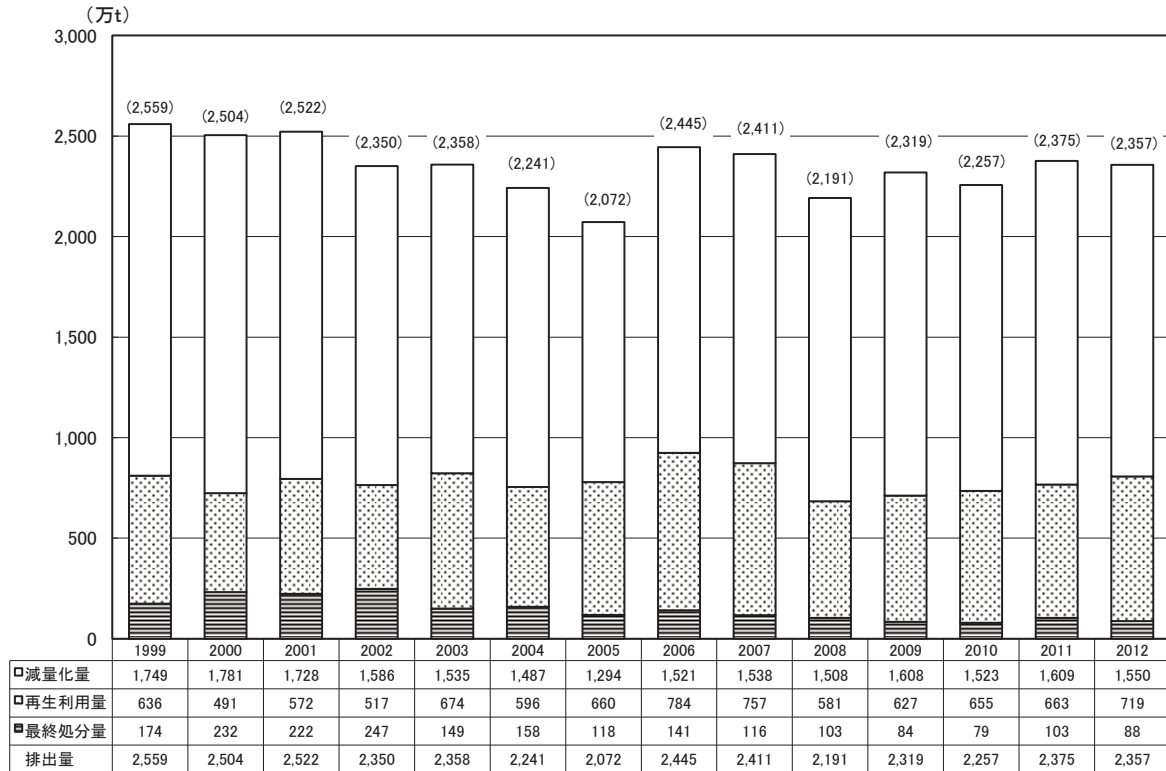


図2 産業廃棄物処分方法別推移

・不法投棄の現状

表2 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）

		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
スクラム	不法投棄件数	256 (0)	128 (0)	124 (0)	124 (0)	100 (0)	93 (0)	79 (0)
	不法投棄量	55 (0)	38 (0)	94 (0)	25 (0)	17 (0)	28 (0)	21 (0)
全 国	不法投棄件数	554	382	308	279	216	192	187
	不法投棄量	131	102	203	57	62	53	44

※カッコ内は内数で、都内の不法投棄件数・量である。件数は10トン以上の大規模なもの

※スクラムとは、産廃スクラム32構成自治体内をさす。

・スーパーエコタウン事業の概要

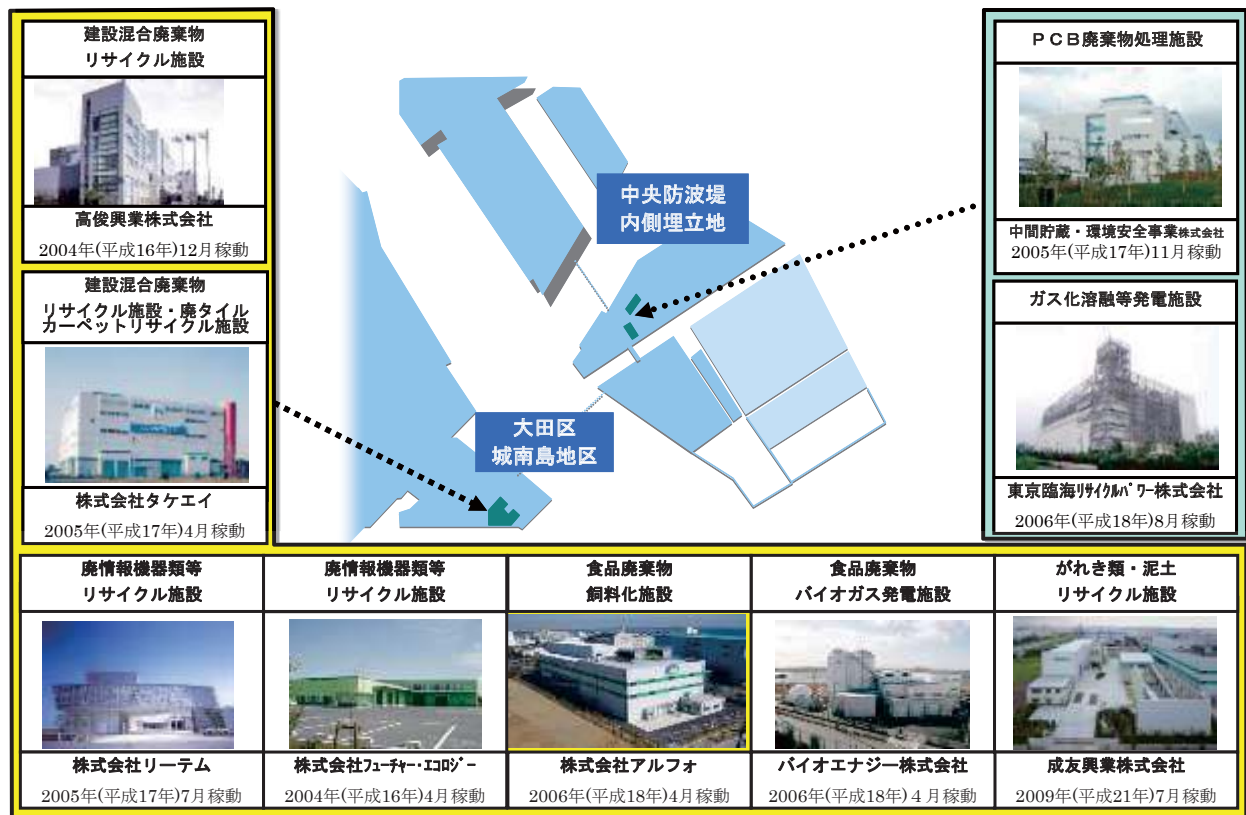


図3 稼働中の施設一覧

表3 整備中の施設一覧

公募時期	第3次公募 (2013(平成25)年9月公募・12月決定)		第2次公募 (2006(平成18)年5月・7月決定)
事業者名	(株)アルフォ・イー	成友興業(株)	S. P. E. C(株)
事業内容	食品廃棄物飼料化・バイオガス発電施設	埋設廃棄物・汚泥リサイクル施設	埋設廃棄物等リサイクル施設
基本協定締結	2014(平成26)年1月	2014(平成26)1月	2006(平成18)年8月
施設稼動予定	2017(平成29)年4月	2016(平成28)年11月	2017(平成29)年3月

4 国連 持続可能な開発目標

(2015 (平成 27)年 9 月 25 日第 70 回国連総会で採択)

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>> (外務省仮訳)

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP) を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。

12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。

12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抄)

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第5条の6 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

6 用語の解説

あ行

雨傘の無料レンタル 忘れ物として放置されたビニール傘やオフィスや家庭で余り寄付されたビニール傘を再利用し、無料レンタルする仕組み。都内では、都立公園30箇所貸出し、その30箇所ならどこに返却してもよい「ふれあい傘の無料レンタルサービス」や渋谷の街に忘れ物として放置されたビニール傘等を再利用するプロジェクト「シブカサ」などがある。

RPF 廃棄物由来の紙、プラスチックなどを主原料として、圧縮成形、押出成形などによって固形化した燃料のこと。Refuse derived paper and Plastics densified Fuel の略称。

ISO ISOとは、International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称であり、さまざまな分野の国際規格の作成を行い、国際取引の円滑化等を図っている組織のこと。ISO26000は、2010（平成22）年に発行された、企業のCSR（Corporate Social Responsibility（社会的責任））に関する包括的な規格である。また、そのうち、持続可能な調達が重要であることから、持続可能な調達活動に関する手引きであるISO20400が、早ければ2016（平成28）年中に発行される見込みである。

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物のこと。このまとめでは、一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物とに区分している。

一般廃棄物会計 地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出したもの。

イベント回収 地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した物品を回収する方式。小型家電リサイクル等で行われている。

海ごみ 海岸に打ち上げられたごみは「漂着ごみ」といわれる。また、海面や海中を流れに乗って漂っているものを「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積したものを「海底ごみ」と言い、これらを合わせて「海洋ごみ（海ごみ）」という。

エコラベル商品 商品が販売されるまでにすでに発生している環境負荷のデータや、使用時の環境負荷に関する情報、環境負荷を低減するための廃棄時の注意事項や取扱方法など、環境側面に関する情報を消費者に分かりやすく伝えるためのシンボル、図形等が付された商品のこと。

エコセメント 焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格（JIS）に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が民間で整備されている。

NGO/NPO NGOは、Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。NPOは、Non-Profit Organization（非営利法人）の略。

か行

海岸漂着物 海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物。

海岸漂着物対策推進計画 海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法：平成21年法律第82号）に基づき、都は、島しょ地域海岸漂着物対策を総合的かつ効果に推進するため、「小笠原諸島にお

ける海岸漂着物対策推進計画」(2013(平成25)年7月)及び「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」(2014(平成26)年6月策定)を策定している。

海洋汚染防止法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)

海洋投入処分 1972(昭和47)年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)第21回締約国会議において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明した。以降、この方針は国際公約となっている。この条約に基づき、海洋汚染防止法で海洋投入処分の規制を行っているが、これまで海洋投入処分が認められていた有機性汚泥や赤泥などは順次陸上処分に移行しており、現在、我が国で海洋投入処分が行われているのは建設汚泥のみである。

合併浄化槽 し尿とその他の生活排水とを合わせて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみの処理を行うものを単独処理浄化槽という。

関東地域ブロック行動計画 「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」において、関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県)の範囲をいう。)の災害時の廃棄物対策について、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携方法等をまとめた計画。

環境配慮契約 グリーン契約(環境配慮契約)とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号))は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものとしている。

九都県市 首都圏の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の計9自治体のこと。九都県市は、共同で九都県市首脳会議を設置している。廃棄物処理問題については、首脳会議の下部組織として廃棄物問題検討委員会を設置して、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、地域間の連携を強化している。

杭基礎工法 構造物の建設において、浅い基礎では構造物を支えることができない地盤の場合に、構造物を支える基礎として深く杭を打ち込む工法のこと。

欠格要件 廃棄物処理業の許可申請者の一般的適正に関して、法に従った適正な業の遂行を期待できないものを類型化して排除することを趣旨として定めた要件。申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができない他、廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には許可が取り消される。

建築物環境計画書制度 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に基づき、建築物の新築・増築の際に環境配慮に関する設計内容を記載した建築物環境計画書の提出を計画時・完了時それぞれで義務づけた都の制度。

建設泥土 シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のもののうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。

建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品のこと。種類としては、建設発生土、建設発生木材、コンクリート塊などがある。社会資本の更新を迎えるなか、発生量の増加が見込まれている。

広域認定制度 廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度のこと。

高効率化 ボイラの高圧高温化や低空気比燃焼などの技術を用いて廃棄物の持つエネルギーを効率的に回収したり、設備稼働における熱損失を少なくするなどして、投入するごみ量あたりの発電量を増加させること。

鉱石の品位 鉱石中に含まれている、目的とする金属の含有量のこと。近年は鉱石の品位低下が見られ、採掘コストや精製に必要なエネルギーが増大している。

さ行

再生利用指定制度（産業廃棄物） 廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき、再生利用されることが確実な産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者を、再生利用を促進するための措置として、都道府県知事が産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として指定すること。一般指定と個別指定がある。

再生骨材 解体コンクリートからコンクリートに使用されていた砂利、碎石、砂を取り出して、それを新たなコンクリートの骨材としたもの。品質によって、H、M、Lの3種類に分けられる。Hクラスは普通骨材と同等の品質を有し、M、Lとなるに従い品質が低下する。

再生碎石 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を破碎・粒度調整したもののこと。路盤材などに再生利用される。

在宅医療廃棄物 在宅医療に伴って発生する注射針などの廃棄物のこと。

雑紙 ざつがみ 雑がみとは、家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言う。また、オフィスから排出される同様のものは「オフィスペーパー」としている。このまとめでは、「雑がみ」と「オフィスペーパー」の両方を指す。

サプライ・チェーン 原料の段階から製品やサービスがユーザーへ届くまでのプロセスのつながりのこと。

サルベージ・パーティ 家庭で使わない食材を持ち寄り、シェフがその場で食材を組み合わせ、素敵な一品料理に仕上げて皆でおいしく食べきるシェアパーティのこと。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法に基づく政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

シールド工法 シールドマシンと呼ばれる掘削機でトンネルを掘り進みながら、同時に内壁を組み立てていく工法のこと。

GPS Global Positioning System（全地球測位システム）人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。

資源効率 EUは、環境への影響を最小にしながら地球の有限な資源を持続可能な方法で使うことと説明している。また、より少ない投入でより大きな価値をもたらすためにより少ないものからより多くを創り出すとしている。このまとめでは、資源効率の向上とはライフサイクルを通じた省資源化ということとしている。

資源ロス このまとめでは、資源の無駄づかいという意味合いで使っている。

自然資本 自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。

持続可能な消費・生産 1994（平成6）年にノルウェーのオスロで開催された「持続可能な消費に関するシンポジウム」によれば、「持続可能な生産ならびに消費とは、基本的必要性を満たして生活の質を向上させ、同時に、将来の世代のニーズを脅かさないよう、そのライフサイクルにおいて、自然資源の使用、有毒物質、廃棄物・汚染物質の排出量を最小限に抑えるような財とサービスの使用である。」としている。

持続可能な調達 サプライチェーンにおける人権、労働、環境問題等に配慮して原材料や製品等を購入すること。

実装 一般には、装置などを構成する部品を実際に取り付けることという。このまとめでは、課題解決していくために必要な技術やノウハウ、仕組みを既存のシステムに組み込むなどして実用化し、機能させること。

首都直下型地震 総務局総合防災部が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、東京湾北部地震及び多摩直下地震を首都直下地震と定義している。想定されるマグニチュードはいずれも7.3。被害想定の特徴は、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲になること、東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2. 61mであること及び東京湾北部地震の死者が最大で約9,700人と想定されている。

循環型社会形成推進基本計画 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づき、国が、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める、循環型社会の形成に関する基本的な計画のこと。

循環的利用 循環型社会形成推進基本法における「循環的な利用」（再使用、再生利用及び熱回収）のことをいう。このまとめでは、再生利用（マテリアルリサイクル）だけでなく、循環的利用を推進することとしている。

焼却灰のセメント原料化 セメントの原料として、粘土、石灰石、せっこう、けい石等が使用されるが、この中の粘土の代替原料として焼却灰を使用すること。

消費者教育 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。

食品ロス 食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。
(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、
(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

森林認証木材 持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材のこと。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会などがつくる緑の循環認証会議（SGEC）などの認証がある。

生産年齢人口 生産活動に従事する年齢の人口のこと。15歳から64歳までの人口がこれに当たる。

た行

第三者評価制度 ①健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、

都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度である。2009（平成 21）年 10 月から開始。

多様性 このまとめでは、人種などがより多様になっていくこととして使っている。

適正処理困難物・危険物等 処理過程で危険なもの、有害なもの、感染の恐れがあるものなど処理上困難を伴うもの。

東京都建設リサイクルガイドライン 東京都建設リサイクル推進計画に定める施策を着実に推進するため、施策ごとの詳細な実施方針等について定める指針として、1999（平成 11）年 12 月に都が策定したもの。

東京都建設リサイクル推進計画 都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、公共と民間工事双方を対象とした計画。国の「建設リサイクル推進計画」や「建設リサイクル推進計画（関東地域版）」と相まって、都内における建設資源循環を推進するために策定するもの。最新の計画は 2008（平成 20）年 4 月策定。

東京都分別収集促進計画 容器包装リサイクル法に基づき、都内の全 62 区市町村が策定した分別収集計画における分別収集見込量等を取りまとめるとともに、都としての容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集促進に向けて取り組むべき事項を示した計画。最新の計画は 2013（平成 25）年 9 月策定。

トレーサビリティ 製造工程などの検査で、工程を追跡することやもう一度逆にたどることができることを言う。

な行

熱回収（サーマルリサイクル） 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や地域冷暖房などに活用すること。

は行

パームオイル アブラヤシから採れる安価な植物油。インドネシア・マレーシア等で生産される。

バイオマス発電 木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、有機性資源を用いた発電のこと。直接燃焼やメタン発酵などの方法がある。

廃棄物発電 廃棄物の燃焼により発生する熱をボイラーで回収して行う発電や、廃棄物を熱分解して発生するガスを燃料とした発電のこと。このまとめでは、広く廃棄物のエネルギー利用を推進することとしている。

廃石綿及び石綿含有産業廃棄物 前者は石綿建材除去事業により除去された石綿などのこと。飛散のおそれがあり、特別管理産業廃棄物に指定されている。後者は工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する産業廃棄物（廃石綿等を除く。）のこと。

PCB 廃棄物 PCB（ポリ塩化ビフェニル）及び PCB が塗布されたものや付着したものが廃棄物になったもののこと。PCB 特別措置法施行令により平成 39 年 3 月 31 日までに処理することが定められている。

PCB 処理事業所 事業者が保管する PCB 廃棄物の処理を行っている事業所のこと。高圧

トランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」(JESCO)で処理を行っている。低濃度PCB廃棄物については国が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っている。

微量PCB廃棄物 PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むもののこと。PCBの濃度が0.5ppmを超えた場合は、国が認定する無害化処理施設において処理することとされている。0.5ppm以下であることが確認できれば、通常の産業廃棄物として処理できる。

フードバンク 食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品を、NGO/NPOが食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。

フロン類 炭素、フッ素、塩素などからなる化合物で、様々な種類がある。エアコンや冷蔵・冷凍機器に冷媒として使われているが、大気中に放出されるとオゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすため、フロン排出抑制法により排出の抑制が図られている。

ペーパーレス化 紙を使わずに情報や資料をコンピューターなどによって処理・保存するようにすること。

本社機能 企業全体に係る経営・管理的な活動のこと。主なものとして総務、経理、人事、経営企画などが挙げられる。

ま行

マンション環境性能表示 都の建築物環境計画書制度において、建築物環境計画書の内容に基づいて都が評価し、都内の大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける都の制度。

モデル事業 このまとめでは、平成27年3月に策定した『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』で掲げる、①資源ロスの削減の促進、②エコマテリアルの利用の促進、③廃棄物の循環利用の更なる促進、の3本の施策の柱に即した取組を進めるために、事業者等と東京都が共同で実施している先行的な取組のことをさす。

や行

溶融スラグ 焼却灰を高温に加熱して溶融し、その後冷却して固化したもの。処理過程で高温になるためダイオキシン類を分解でき、また灰に含まれる重金属を封じ込めることができる。舗装用骨材や埋戻材等として利用される。

ら行

ライフサイクル 製品の原材料調達から、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全ての過程・サイクルのこと。

リユース容器 イベント等で使用される使い捨て容器に替えて使用する、洗って再使用(リユース)する食器やカップ、お箸類などの総称のこと。

レアメタル 地球上の存在量がまれであるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する(今後見込まれる)ため、安定供給の確保が政策的に重要な金属。

路盤材 アスファルト舗装の下地となる路盤の材料のこと。